V 社会教育

~「社会教育」と「生涯学習」~

(1) 社会教育の定義

「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいいます。(社会教育法第2条より)

(2) 社会教育と生涯学習

「社会教育」は、社会で行われる自発的、自主的な学習活動であって、学習者や学習内容、方法、場所、形態等、すべて自由で多様なものです。

平成18年の教育基本法の改正において、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」(第3条)との規定が盛り込まれました。社会教育は学習機会を提供する中核的役割を担う、生涯学習社会の主役です。

「生涯学習」は、家庭のもつ教育機能をはじめ、学校教育、社会教育、さらには民間の行う各種の教養・文化事業、企業内教育等、あらゆる教育活動及びスポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動などにおける学習の中でも行われるものです。

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現を目指すということを共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育など人生を通じた幅広い学習機会の場で行われるものが生涯学習です。

(3) 本章の題名

前記のとおり「生涯学習」の語は「学校教育」「家庭教育」「社会教育」等をあわせた意義を持つものです。本章では、前章の「学校教育」との章立てを図るため、「社会教育」の語を用いますが、本章に記述する内容は、学校教育、家庭教育とも密接に関連するものが含まれます。

1 社会教育委員・青少年委員

(1) 社会教育委員

社会教育法及び小平市社会教育委員条例の規定に基づき、社会教育委員を置いている。

その職務は、社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に対し意見を述べることのほか、これらの職務を行うために必要な研究調査を行うことである。

(条例定数 15 人以内、現員数 10 人、任期 2 年)

(2) 青少年委員

青少年委員は、小平市青少年委員条例の規定に基づき置かれ、青少年の余暇指導及び青少年団体の育成に携わり、かつ、実績のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

その職務は、市が行う青少年教育事業に対する協力、青少年の余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助、地域活動に対する援助等、青少年教育に関することである。

(条例定数 25 人以内、現員数 18 人、任期 2 年)

2 青少年教育 · 家庭教育支援等

地域全体で子どもを育む風土の醸成を図るため、青少年対策地区委員会をはじめとする地域における青少年健全育成団体の活動の支援等を行っています。また、青少年委員等の協力のもと、青少年がさまざまな体験をすることができる事業や、青少年自身の活躍の場となるイベント等を数多く実施しています。

(1) 青少年の健全育成・家庭教育支援の推進等

① 青少年対策地区委員会活動の支援

19 の小学校区に組織されている青少年対策地区委員会では、青少対まつり、クリーン作戦、キャンプ、子どもたちの見守り等の活動を行っている。これら地域に根ざした活発で継続性のある活動を推進し、青少年の健全育成を図るため、指導者講習会、補助金の交付等を実施している。

② 青少年リーダー養成講座の実施

青少年リーダー養成講座は、小学5・6年生を対象にしたジュニアリーダー養成講座と、中学生・高校生を対象にしたシニアリーダー養成講座があり、青少年委員の企画・運営、指導により、 野外活動等を通して青少年が地域活動に進んで参加するための資質・能力・技術を育成している。

③ 多摩六都ヤング・ダンスフェスティバルの実施

多摩北部都市広域行政圏では、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市が連携・協力して広域的な事業を展開している。

平成 19 年度から多摩六都地域を対象にした高校生の企画・運営によるダンスフェスティバル を開催し、青少年の健全育成を図り、活気ある地域づくりを推進している。

④ 小平よさこいスクールダンスフェスティバルの実施

「小平よさこい」は、学校週5日制の導入に伴い、平成14・15年度に小平市教育委員会が実施した「子ども放課後・週末活動支援事業」から立ち上がった。世代を超えたコミュニティづくり推進事業の一環として位置づけ、平成16年度から「小平よさこいスクールダンスフェスティバル」を実施し、市立小学校、市内及び周辺の大学等からの参加を得て、世代間交流を図っている。

(5) 姉妹都市小平町との少年少女交歓交流事業の実施

国際児童年(昭和54年)を契機として、本市と姉妹都市北海道小平町の少年少女が、宿泊研修等、共同の活動を通して、親睦・交流と両市町の理解を深めるとともに、見聞を広め、郷土社会の発展に寄与することを目指し、相互に交歓交流を実施している。令和4年度までに両市町延べ2,621人が参加している。

⑥ 子ども会活動の奨励、支援

地区子ども会の活性化を図ることを目的に、子ども会相互の交流を促進し、地区子ども会の年間を通じた活動の定着化のため、指導者及び育成者に対して研修の機会を提供するとともに、小平市子ども会育成者連絡協議会に対し補助金を交付している。

(7) 小平青少年吹奏楽団の活動の支援

小平青少年吹奏楽団の活動の充実・活発化により、青少年の健全育成を図ることを目的に、平成 23 年度までは、コンサートバスドラム等の高額な楽器や機器を毎年度新規に貸与する支援を行っていた。平成 24 年度からは、練習の場の提供のほか楽器等を貸与するとともに、活動経費の一部を補助している。

⑧ ホッとHOTこだいらファミリーデイ事業の実施

親子・家族が体験を共有する場を提供するとともに、親子・家族のふれあいや語らいの大切さを啓発するため、各種団体が主催する親子・家族を参加対象とした行事に対して、本事業への参加を勧奨するほか、市内商店の協力を得て、小・中学生を連れて来店した家族にサービスを提供する「土曜サービスデイ」のキャンペーンを実施している。

(2) その他社会教育振興等

① 二十歳の集いの実施

「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日として制定された成人の日に、二十歳の門出を祝福する行事を毎年開催している。

平成22年度から、新成人による成人式実行委員会が企画・運営を担っている。

令和4年度以降も、引き続き20歳の方を対象とし、名称を「二十歳の集い」に変更して実施している。

② PTA活動の支援

PTAの活性化を図るため、研修の機会の提供やスポーツ活動の支援を行っている。

ア 研修の機会の提供

小学校PTA連合会講演会

イ スポーツ活動の支援

小学校PTA連合会球技大会

③ 生活会議連絡会の活動支援

生活会議運動とは、公益社団法人東京のあすを創る協会の支援により、地域住民が主役となって、明るく住みよい地域社会を実現するための運動であり、これを行う市民活動団体の活動を側面から支援している。

④ 生涯学習・地域コミュニティ用備品の貸出

地域の諸団体が生涯学習及びコミュニティ活動等の諸行事を実施するために必要な備品等の無料貸出を行っている。

対象となる行事	貸出備品
自治会・町内会、青少年対策地区委員会、子ども会、その他教	綿菓子機、ポップコーン製造機、もちつきセット、
育委員会が必要と認める団体等が行う営利を目的としない行事	なべ、鉄板、飯ごう、キャンプ用テントほか

⑤ 非核平和学習事業の実施

「小平市非核平和事業の在り方等に関する懇談会報告書」(平成21年12月)に基づき、非核平和都市宣言にふさわしい事業として、平成22年度から、被爆体験者の講演と原爆写真パネル等展示を実施している。平成24年度からは、小学5・6年生及び中学生を対象に、広島を訪問し、平和記念式典に参列するなどの「小・中学生広島平和学習」を実施している。

3 公民館

公民館は、社会教育法に基づく生涯学習の中核施設として、地域社会におけるコミュニティづくりの推進に努めるとともに、世代を超えた学習や交流の場として、市民相互の連携を深めることにより、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

「自由空間・市民空間・公民館」(公民館キャッチフレーズ)にふさわしいさまざまな学習機会の提供及びオンラインを活用した講座の実施など学習環境の整備、充実を推進しています。

(1) 公民館運営審議会

公民館運営審議会は、社会教育法及び小平市立公民館条例の規定に基づき設置され、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議する機関である。

(条例定数 17 人以内、現員数 12 人、任期 2 年)

(2) 公民館の施設

公民館一覧

	名称	所在地	電話番号	開館時間	休館日
小月	P市中央公民館	小川町 2-1325	042 (341) 0861		
	小川公民館	小川町 1-1012	042 (343) 3620	9:00~22:00	月曜日(祝
	花小金井北公民館	花小金井 5-41-3	042 (462) 5790	ただし、小川、花小	日は開館)、
	上宿公民館	小川町 1-308	042 (345) 1164	金井北、上宿、上水	年末年始
	上水南公民館	上水南町 1-27-1	042 (325) 4133	南、大沼、鈴木公民	
分館	小川西町公民館	小川西町 4-10-13	042 (343) 1415	館は、火〜土曜日 の 17:00〜22:00	※仲町公民
館	花小金井南公民館	花小金井南町 2-12-6	042 (461) 0861	及び日曜・祝日の	館
	仲町公民館	仲町 145	042 (341) 0862	9:00~22:00 は、部	毎月第3木
	津田公民館	津田町 3-11-1	042 (342) 0863	・屋の利用がない場	曜日、年末
	大沼公民館	大沼町 7-1-17	042 (342) 1888	合は閉館。	年始
	鈴木公民館	鈴木町 2-772	042 (388) 0050	DIAMAN DI	

施設のインターネット予約

公共施設予約システムによりインターネットに接続可能なパソコン、 スマートフォン、施設に設置の利用者端末機から、以下のような操作が できる。

コンピューターによる公平な自動抽選を行い、24時間申込みが可能。

- ○施設の空き状況の照会
- ○施設の予約(利用者登録をした方のみ)

(3) 学習機会の提供

① 定期講座の開設

市民が生涯にわたって自主的に学習するきっかけづくりを提供するとともに、市民相互の交流 を深め、社会・地域課題の解決を図る機会としての学習の場を設ける。

ア 定期講座の開設基準

- ・学習課題として常設的に開設すべきもの
- ・テーマを継続し内容を発展的に捉えて開設すべきもの
- ・社会的課題(地域課題、生活課題)として開設すべきもの
- ・世代間及び地域の交流を促進するもの
- ・市民要望の多いもの
- ・社会の要請に応えるもの
- ・各館の施設、学習機器など設備の特色・機能が生かされるもの



イ 定期講座の企画

市民が事業の企画に参画する「公民館事業企画委員会」では、地域のリーダーと継続的につながり、地域住民の意向を適切に反映した定期講座を企画している。

また、定期講座の企画検討にあたっては、講座受講者等へのアンケートの実施や市民、公民館利用者・利用団体(利用者懇談会・友の会等)、地域の関係機関などによる意見交換等を通じてニーズを把握し、市民の要望、意見を参考としている。

ウ 定期講座の内容:公民館事業企画委員会企画講座

中央公民館及び各分館では、公民館事業企画委員会において企画した、地域住民の課題を自ら解決するための講座や地域の特性を生かす7区分の講座を、地域と連携しながら実施している。

○地域支援講座

市民の教養や知識の向上を図るとともに、地域課題や地域連携など幅広いテーマを学習内容とする。

○防災·生活安全講座

各家庭や地域における防災力の強化や、非常時に対する備えと対応を考える機会を提供する。

○健康づくり講座

健康管理や介護予防の知識の向上、趣味や簡単な運動を通じて楽しく健康増進に取り組む習慣の獲得を目的とする。

○子育て支援講座

子育て中の親への学習支援や孤立の解消、仲間づくりを目的とする。

○ジュニア講座

小・中学生を対象として、文化・芸術・教養・運動といった学習活動を通じて、仲間づくりや交流 の促進、知識の向上やきっかけづくりとする。

○シニア講座

高齢者の生きがいのある社会づくりを目指して、高齢者の自己啓発、社会活動への積極的な参加、 仲間づくりや交流を図る。

○文化·教養講座

異文化交流や歴史に関する知識の向上、趣味の幅の拡大など、さまざまな分野の学習活動を通じて、 地域の連帯感の醸成、人生観や世界観を考えるきっかけを提供する。

エ その他の定期講座等

中央公民館では、公民館事業企画委員会の企画以外の講座も以下のとおり実施している。

- ・ジュニア大学・シルバー大学
- ・国際理解講座 ・憲法講座
- 女性セミナー・パソコン等講座
- ・けやき青年教室(青年学級)※軽度の知的障がいのある義務教育修了の青年を対象

オ 保育室の開設

乳幼児を抱えた保護者の学習や市民相互の交流への参加の一助となるよう、保育室を開設している。

カ 教材費等の負担

自己負担が発生する場合は、必要最小限とし、原則として教材費は 8,000 円、学級費は 500 円 を限度としている。

キ 講座の点検・評価

定期講座の終了後に、「公民館講座等終了報告書」を作成し、講座の点検及び自己評価を行い、 講座の企画・運営に関してさらなる改善を図っている。

② 土曜子ども広場「友・遊」の実施

各公民館に自由で安全な子どもの居場所を設け、公民館を利用するサークルや地域のボランティアが講師となり、日ごろの学習成果を生かしながらさまざまなメニューやレクリエーションを提供している。

また、中央公民館では、公民館利用者や地域の機関と協力・連携を図りながら、友・遊こどもまつりを開催している。

③ 市民学習奨励学級の実施

広く市民の自主的な小集団の学習及び文化活動を支援・促進し、合わせて学習機会の拡大を図っている。

④ 公民館まつりの開催

サークルの学習活動の成果を発表する場として、各分館で「公民館まつり」を、中央公民館において「こだいらオール公民館まつり」を開催している。

開催に際しては、まつり実行委員会や小平市公民館利用者懇談会等連絡協議会等との共催とし、 団体の主体的な運営を支援している。また、近隣の小中学校等と連携を図り、児童・生徒等の作 品展示、舞台発表なども実施している。

⑤ サークルフェアの開催

中央公民館の利用サークルの活性化やサークル間のネットワークづくりを目的に、市民にさまざまなサークルを紹介し、体験ができる場や、交流する場を提供する「サークルフェア」を参加団体の主体的な運営を支援しながら実行委員会形式で開催している。

⑥ 学習成果発表展の開催

公民館事業をPRする機会として、公民館主催講座の取組や受講者の作品を展示する学習成果 発表展を「こだいらオール公民館まつり」と同時開催し、より効果的に公民館事業を周知してい る。

⑦ 講演会等の開催

時事問題、生活課題、地域課題などの解決に向けたテーマで開催している。分館においては、「まつり講演会」などを公民館まつり事業の一環として開催している。

⑧ 音楽会の開催

幅広い世代に音楽の楽しさを提供するため、親子で楽しめる音楽会を中央公民館で開催している。

また、音楽を通じた多世代交流や地域コミュニティづくりにつながる機会として、多様な市民等で構成される実行委員会との協働の取組により、子ども、障がいのある方や外国の方など、だれもが参加しやすい「みんなでつくる音楽祭」を中央公民館で開催している。

⑨ 視聴覚教育事業

視聴覚ライブラリーを整備・充実し、社会教育関係団体等への貸出・指導・助言を行うとともに、これらを活用した映画鑑賞会を開催している。また、16ミリ発声映写機検定会を開催している。

名称	期日・回数	開催場所	
金曜市民劇場	第3金曜日(12回)		
土曜子ども映画会	第2土曜日(11回)		
夏休み子ども映画会	8月(2回)	中央公民館	
冬休み子ども映画会	12月(2回)		
春休み子ども映画会	3月(1回)		
子ども映画会	夏休み、冬休み、春休み、その他	八金	
出前映画会	随時	分館	

(4) サークル活動等の自主的な学習への支援

① 部屋割調整会議の開催(分館)

「定期利用団体」の活動支援のため、定期的・継続的な活動の場を確保できるよう、分館での 部屋の優先予約を行うための「部屋割調整会議」を開催している。

② 自主サークルの育成・支援

公民館を定期的に利用する自主サークルに対し、育成・支援をしている。

ア 自主サークルの育成・援助

定期講座受講修了者による自主的な継続学習のためのサークルづくりを援助するほか、自主サークル・利用団体の自主的・主体的なサークル運営に向けた支援、助言を行っている。

イ 保育室の開設

乳幼児のいる定期利用団体の継続的な学習活動を支援するため、分館に保育室を開設している。

なお、自主サークルの保育室の開設にあたっては、「保育室運営会議」等を開催し、開設主旨 を周知しながら安全で安心な運営を図っている。

ウ ロッカー・備品の貸出

分館においては、自主サークル活動に要する文具類・印刷用消耗品等の保管のためのロッカーを「定期利用団体」に貸し出すとともに、集団学習活動に必要な一般的な学習機器の貸し出しをしている。

エ 印刷コーナー及びコピー機の設置

自主サークル・利用団体活動の支援として、印刷機、コピー機を設置している。

③ 利用団体(利用者懇談会・友の会等)との連携

各公民館利用団体と連携し、公民館活動の円滑な運営を図る。また、広報誌の発行援助を行っている。

④ 相談・助言・紹介

各種の学習・グループ活動への参加のための相談・紹介を行っている。また、自主サークル・ 利用団体の要請に応じた運営・活動上の助言、交流の支援、関係機関や学校等へのコーディネート、講師の紹介等を行っている。

⑤ 各種情報・資料等の提供

各種行政広報、社会教育関係の情報、資料等の収集及び提供を行っている。

⑥ 学習室の開設及び学習支援

夏休み期間中の小・中学生・高校生等を対象に、「夏休み学習室」を各公民館に開設している。 また、中央公民館の土曜子ども広場「友・遊」において、小学生を対象とした学習支援も行っ ている。

⑦ 広報活動

- ・公民館報「公民館だより」を発行している。(年4回)
- ・各施設において、市民にわかりやすく、見やすいポスター・チラシを掲示・配布している。
- ・随時、現在募集している講座・イベントなどの情報を、市報や小平市公式ホームページへ掲載するとともに、メールマガジンの配信、小平市公式ツイッター等も活用している。
- ・小・中学生対象の事業については、随時、小平市公式ホームページ(キッズページ含む)に 掲載している。また、イベント案内を各学校に配布している。

(5) その他

① なかまちテラスの機能を生かした事業

仲町公民館・図書館の建替えの方針における基本コンセプトである「人と情報の出会いの場」となることを目指し、図書館と連携した講座の企画や施設の機能を生かした事業を実施するとともに、地域活性化に向けて庁内関係部署及び関係機関との円滑な連携を図っている。

また、市民と職員が一緒に考え実行する「なかまちテラスLiNKS」において、なかまちテラスの機能を生かした事業を企画し、市民との協働の拠点となるよう事業展開を図っている。

② 公民館の新たな役割と取組

公民館を学習施設としてだけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点として機能させるため、市民が事業の企画に参画する「公民館事業企画委員会」の円滑な運営を図りながら、公民館の役割を明確にするとともに、地域と連携した講座を実施するなど、成熟社会における生涯学習の新たな展開を図っている。

4 図書館

(1) 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法及び小平市立図書館条例の規定に基づき設置され、図書館の運営に 関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館サービスについて、館長に対して意見を 述べる機関である。(条例定数 15 人以内、現員数 10 人、任期 2 年)

(2) 図書館の施設

市内に中央館1館・地区館7館・分室3室の図書館を設置し、徒歩15分で利用できる図書館ネットワークを形成している。この環境を活用してきめ細かなサービスを行っている。

図書館一覧

	名称	所在地	電話番号	開館時間	休館日		
\J\\ <u>2</u>	平市中央図書館	小川町 2-1325	042 (345) 1246	10:00~19:00 ただし、土・日・祝日は 10:00~17:00			
	仲町図書館	仲町 145042(344)7151ただし		9:00~17:00 ただし、祝日でない火・ 水曜日は9:00~20:00	毎週金曜日(祝日にあ		
地	花小金井図書館	花小金井 1-8-1	042 (467) 1215	10:00~17:00 ただし、祝日でない火・	たる場合も休館)、毎月 第3木曜日(祝日にあ		
	小川西町図書館	小川西町 4-10-13	042 (343) 1200	水曜日は10:00~20:00	たる場合は開館)、年末 年始(12月28日~1月 4日) 資料の点検・整理期間		
区図書館	喜平図書館	喜平町 3-3-18	042 (325) 1300				
館	上宿図書館	小川町 1-345	042 (344) 3360	10:00~17:00 ただし、祝日でない火・			
	津田図書館	津田町 3-11-1	042 (341) 1245	水曜日は10:00~19:00			
	大沼図書館	大沼町 7-1-17	042 (342) 2001				
	花小金井北分室	花小金井 5-41-3 花小金井北公民館内	042 (463) 8377		毎週月・金曜日、祝日 (ただし日曜日にあたる		
分室	小川分室	小川町 1-1012 小川公民館内	042 (345) 3877	12:30~16:30	場合は開館)、年末年 始(12月28日~1月4		
	上水南分室	上水南町 1-27-1 上水南公民館内	042 (325) 4151		日) 資料の点検・整理期間		

(3) 図書館の役割

図書館は、図書、視聴覚及び電子資料等の図書館資料を収集、整理、保存し、利用に供する施設であり、市民の課題解決のための資料及び情報を提供している。

① 図書資料の貸出

図書資料貸出の利用状況

- ○貸出冊数 1人10冊まで(立川市民、小金井市民、国分寺市民、東大和市民は5冊まで)
- ○貸出期間 2週間
- ○貸出対象 市内に在住・在学・在勤の方、立川市民、小金井市民、国分寺市民、東大和市民 及び多摩六都(多摩北部都市広域行政圏)圏域4市(東村山市、清瀬市、東久留米市、西東 京市)に在住の方

登録者数

(令和5年3月31日現在)

年度	登録者数(人)	うち市外登録者(人)	市民登録率(%)
令和2年度	153,597	20,089	68.4
令和3年度	149,560	19,350	66.8
令和4年度	153,977	20,732	68.2

※市外登録者とは、市内在勤、在学、立川市民、国分寺市民及び多摩六都圏域4市在住要件による登録者をいう。

年齢別登録者利用率

(令和5年4月1日現在)

年齢(歳)	利用率(%)	年齢(歳)	利用率(%)
0~6	64.1	19~22	16.5
7~12(小学生)	48.1	23~40	13.9
13~15(中学生)	15.9	41~64	24.5
16~18	12.5	65~	26.0

※利用率とは、令和4年度中に一度でも図書館の貸出を行った利用者の割合をいう。

貸出資料数 (単位:点)

在					貸	出	資	料	数					1日	市民	登録
度		中 央	仲町	花 小	小 川	恵 亚		ж. m	— эп	花小金井	小 川	上水南	7.00/14	平均	1人	1人
及	総数	中央	甲町	金井	西町	喜平	上宿	津田	大沼	北 分 室	分 室	分室	その他	平均	あたり	あたり
2	1,144,296	273,986	89,573	185,809	93,827	130,147	74,904	94,452	92,819	4,281	7,860	9,087	87,551	4,628	5.9	7.5
3	1,350,808	308,828	98,541	224,601	113,293	154,369	84,604	108,309	104,815	4,925	9,773	11,085	127,665	4,600	6.9	9.0
4	1,392,544	309,566	115,362	231,474	113,958	153,163	87,131	120,343	108,008	5,223	11,042	11,570	125,704	4,732	7.1	9.0

[※]貸出資料数には、特別貸出(都立本等)・団体貸出を含む。

② 図書資料の充実

ア 図書資料等の収集・整理・保存・提供

資料・情報の収集にあたっては、市民の高度化・多様化する要求に配慮して知的好奇心が満たされ、読書意欲が触発される蔵書構成に努めている。また、地域の図書館の責務として小平市の政策決定や行政事務に必要な資料及び市民生活に役立つ行政資料や情報を積極的に収集している。

収集した資料・情報は組織化され利用されてこそ公共・公有のものとなる。所蔵する多様な 資料群を迅速に情報処理し提供できるように努めるとともに、資料保存にも十分配慮して、必 要な資料がいつでも、だれでも、いつまでも利用できるように維持している。

蔵書数

(令和5年4月1日現在)

名称	一般書(冊)	児童書(冊)	雑誌(種類)	新聞(種類)
中央図書館	332,148	66,590	290	27
仲町図書館	48,938	53,692	82	8
花小金井図書館	66,405	35,833	99	10
小川西町図書館	80,345	41,232	89	10
喜平図書館	82,102	36,411	85	7
上宿図書館	71,008	34,613	71	7
津田図書館	70,732	37,289	67	7
大沼図書館	69,826	25,725	79	7
花小金井北分室	1,877	2,498	12	0
小川分室	6,519	4,540	11	0
上水南分室	4,908	4,878	12	0
合計	834,808	343,301	897	83

[※]一般書には、地域資料を含む。雑誌・新聞は、休刊・購入中止したが保存しているもの、他館との重複を含む。

イ 蔵書管理

図書館資料の購入、寄贈図書の受入れ、図書館資料の除籍・廃棄、リサイクルを計画的に進め、的確な蔵書管理を行うとともに、利用者にとって魅力的で使いやすい書架づくりを行っている

ウ 視聴覚資料の収集・整理・保存

多様な資料要求に応えるために、視聴覚資料を収集、整理している。中央図書館、地区図書館でCDとカセットテープの貸出を行うとともに、中央図書館では、視聴覚資料の館内視聴を

[※]市民には外国人登録数を含む。

[※]その他は、館内の利用者端末機及び図書館ホームページで、利用者本人が利用期限延長を行った点数。

^{※1}日平均の算出における開館日数には、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館期間を含まない。

行っている。

エ 地域資料の収集・整理・保存・提供

地域に対する理解を深めるために、小平市に関する資料を積極的に収集し、利用者に提供している。地域資料は、地域の歴史的な経過と特性、現状と課題、将来展望と可能性を探り、見出すための基礎的な資料である。地域に関する図書資料、新聞、地図、写真、古文書等を収集し、資料の充実に努めるとともにデジタル化を推進している。

地域資料の収集分担

館名	重点収集
中央図書館	古文書、地域·行政資料
喜平図書館	郷土写真資料
上宿図書館	定点写真、小平に関する新聞記事切り抜き
津田図書館	ポスター(地域に関するもの)
大沼図書館	市内在住著作者の本

※多様な資料を提供できるよう、各館で分担して収集している。

オ 平櫛田中文庫の公開

小平市に寄贈された日本近代彫刻の巨匠・平櫛田中の旧蔵書約15,000点を「平櫛田中文庫」 として公開している。小平市立図書館ホームページに蔵書検索サイトを掲載し、中央図書館参 考室での閲覧に供している。

(4) 図書館サービス

① 講座・講演会・展示会等の開催

市民の読書活動及び情報活用能力の向上を支援するため、講座・講演会・展示会等を開催し、 図書館関係団体等と協力して多様な学習機会を提供している。

② ハンディキャップサービス

大活字本、録音図書(カセットテープ・デイジー図書)、点字図書を所蔵し、身体に障がいを有する方には図書、録音図書の郵送貸出を行っている。

宅配貸出については、令和5年度より対象を広げ、要介護の方に加え、障がいや病気、その他の理由で来館が困難な方も対象として行っている。

市内在住の障がいのある子どもや、市内で活動しているグループで障がいのある子どもがいる場合は、そのグループのメンバーに、布の絵本(さわる絵本)・遊具の貸出も行っている。

また、全館(分室を除く)で対面朗読を実施している。

※デイジー図書とは、視覚障がい者等のためにCD-ROMで作成された録音図書のこと。

③ 児童・青少年等のための事業

ア 小平市子ども読書活動推進計画-子どもが本と出会うために-

本計画は、すべての子どもが読書に親しむ環境整備と施策の実現を図るため、家庭、学校、地域、図書館等が連携しながら、子どもの読書活動の推進に努めることを目的としている。令和2年3月に、第4次計画(計画期間:令和2年度から令和6年度まで)を策定した。引き続き、学校図書館との連携及び支援に力を入れるとともに、乳幼児タイムの導入やブックスタート事業など子育て支援の内容を取り入れ、さらに読書離れが懸念される中高生に向けた参加イベントとして、図書館業務を体験する図書館ボランティア講座や中高生世代にあった本を選んで紹介するティーンズ委員会の開催等を行うこととしている。

イ 児童サービス

3~4か月児健康診査時に赤ちゃんと保護者の方に絵本の読み聞かせや図書館の案内を行った後に絵本を手渡すブックスタートを行っている。また、「絵本のへや」、「おはなし会」などの絵本に親しむ機会の提供や、市内小・中学校への夏休みおすすめ本リストの配布やブックトークを行っている。

※新型コロナウイルス感染症の影響により休止していた事業について、令和4年度に一部を 除き再開した。

④ リクエストサービス

利用者からの多様な要求に迅速に対応するため、リクエスト(資料の取置き、取寄せ、購入希望)を受け付けており、所蔵資料の貸出予約、未所蔵図書の購入、他館との相互貸借により、資料・情報の提供に努めている。

⑤ レファレンス機能の充実

利用者の調査・研究のために必要な資料の紹介や、資料を探す方への援助をする参考業務 (レファレンスサービス) を実施している。利用者からの多様な質問や相談に応じることができるように、各種の白書、事典類、年鑑、法令集や統計書などの参考図書を整備している。

また、国立国会図書館でデジタル化した図書や雑誌のうち絶版などで現在手に入らない資料の 閲覧や複写ができる国立国会図書館デジタル化資料送信サービスや歴史的音源サービスの提供を 中央図書館で行っている。

ホームページでの「小平に関するレファレンス事例集」の公開やオンラインデータベースの積極的な活用・紹介をするとともに、職員のレファレンス研修を実施し、質の高いレファレンスの提供に努めている。

⑥ 他の図書館との相互協力

立川市、小金井市、国分寺市、東大和市及び多摩六都圏域4市と、市民等が互いの図書館を利用できる図書館相互利用を行っている。

また、市内の図書館で所蔵していない資料は、東京都立図書館や都内の公立図書館との相互協力によって提供しており、国立国会図書館の資料の取寄せ、閲覧にも応じている。

⑦ なかまちテラス事業の実施

なかまちテラスでは、生涯学習の拠点として、公民館と図書館が一体となっている施設の機能を生かした事業を行っている。また、地域のシンボルとなるデザイン性の高い建物を地域資源として活用した地域の活性化につながる事業を行っている。

⑧ 学校図書館との連携

ア 学校図書館の支援と学校図書館相談員の学校訪問

学校図書館システムを活用し、子どもの読書活動を推進するために、平成 18 年度から学校図書館相談員の学校訪問を開始し、システム運用と学校図書館運営の相談を行っている。

また、図書館見学、職場体験学習の受け入れや、学級文庫への団体貸出、総合学習・調べ学習用図書の貸出を行うほか、学校図書館司書教諭等連絡協議会に職員等が出席するなど、学校及び指導課との連携を図っている。

イ 学校司書の配置

学校図書館との連携をさらに進め、学校図書館の整備及び児童・生徒の図書館利用を支援するため、小平市立小・中学校全 27 校に学校司書を配置している。

ウ 配送便の運行

学校への総合的な学習及び教科の学習支援として、図書館から調べ学習用図書を貸出する配送便を運行している。

⑨ 関係団体との連携

小平市子ども文庫連絡協議会や布の遊具「ひまわり」、小平図書館友の会等の関係団体と連携を 図り、利用しやすい図書館、親しみやすい図書館づくりに努めている。

ア 小平市子ども文庫連絡協議会

昭和47年に結成され、昭和50年の市立図書館の開館以来、地域の子どもへの児童図書の貸出を行う文庫活動と、図書館のおはなし会などを共催で行っている団体で、現在は3文庫。

市からの補助金により、事業活動への協力を通して幅広い図書館活動を推進している。

イ 布の遊具「ひまわり」

昭和60年から中央図書館で活動。心身に障がいのある子どもに向けて布の絵本や遊具を作成し、完成品は図書館に寄贈している。

ウ 小平図書館友の会

平成10年に発足以来、講演会、古本市など図書館に関わる事業を実施している。

⑩ 図書館ボランティアの参加促進

図書館の活性化と地域コミュニティ活動の推進を図るため、世代を超えた交流の場を目指した 図書館ボランティア(一般ボランティア、古文書ボランティア、情報ボランティア、音訳ボラン ティア、宅配ボランティア、絵本でつながるボランティア)の参加を促進している。

(5) 情報基盤の整備

① 地域情報基盤の整備

図書館ホームページを活用して、「としょかんこどもきょうどしりょう」や「小平事始め年表」、「郷土写真コーナー」、小平市に関する「新聞記事検索データベース」等により、積極的な情報提供に努めている。

ホームページでは、所蔵する図書や雑誌、視聴覚資料の情報検索や、図書館に関する情報「図書館からのお知らせ」等を効果的に提供するとともに、図書館メールマガジンの配信により、地域の情報拠点としての役割を果たしている。

② 歴史的資料のデジタル化と公開

小平市史や小平に関する写真資料、絵図等をデジタル化し、「こだいらデジタルアーカイブ」として公開するなど、歴史的資料の整備及び活用を促進している。

③ オンラインデータベース及びインターネット開放端末の活用推進

レファレンス機能を充実させるためには、インターネット情報やオンラインデータベースの活用が不可欠となっており、中央図書館参考室にインターネット開放端末2台と商用データベースを検索できるパソコン1台、仲町図書館(なかまちテラス)にインターネット開放端末2台と商用データベースを検索できるパソコン2台、その他の各地区図書館にインターネット開放端末各1台を配置し、利用者に提供している。また、中央図書館、仲町図書館では、Wi-Fi環境も整備している。

(6) 特定歴史公文書の利用について

保存期間が満了した公文書のうち、教育委員会に移管された特定歴史公文書の市民による利用を令和4年10月1日から開始している。